

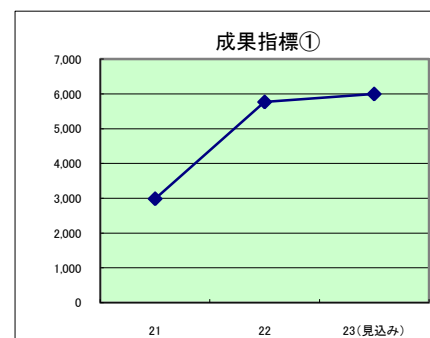
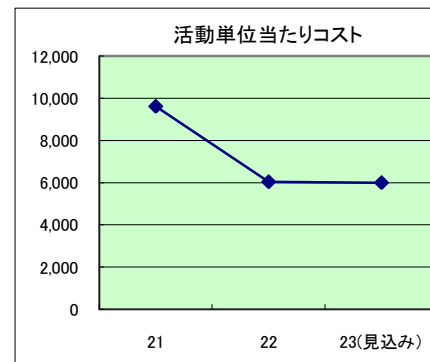
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保福支02

事務事業名		相談支援事業		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	3	民生費	
	施策(節)	4	障害者福祉		項	1	社会福祉費	
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実		目	2	社会福祉事業費	
関連する計画等		羽曳野市障害福祉計画		事業	2	地域生活支援		
事業の目的		対象(誰を・何を)		作成部署	保健福祉部福祉支援課			
		障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1213			
		意図(どういう状態にしたいのか)						
		障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。						
事業の内容		障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 障害種別ごとに市内の社会福祉法人に委託している。						
根拠法令等		障害者自立支援法、羽曳野市地域生活支援事業実施規則						
事業開始時期		☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度		平成 年度		
事業開始時からの状況変化		平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として実施している。※平成22年5月から市内四法人に対して相談支援事業所を委託実施。						
市民や議会の要望								
実施手法		☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☒ 民間委託 ☐ その他		委託内容		相談支援に関する業務		

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		28,470	34,620	35,180
人件費【2】 (千円)		225	216	792
職員数	正規職員	0.03 人	0.03 人	0.11 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		28,695	34,836	35,972
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	28,695	34,836	35,972
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 相談件数	件	2,982	5,771	6,000
② 事業所数	ヶ所	3	4	4
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		9,623 円	6,036 円	5,995 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		241 円	295 円	305 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	相談件数 (式)	件	相談支援事業所における 相談件数の合計	目標	2,982	4,000	達成率(%)	6,000
					実績	2,982	5,771	144.3%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害者自立支援法の規定により、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているものであり、事業実施は妥当である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	障害種別ごとに社会福祉法人へ委託しており、効率的な運営が図られている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	障害者の地域生活の維持・継続にとって重要な事業であり、上位施策への貢献度が高い施策である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	相談に対して適切に対応している。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	平成22年度で市内相談支援事業所数が4か所となったことから、今後も相談件数が増加していくため、その機能の充実強化が望まれるが、現状維持が妥当である。なお、制度改正に伴い相談支援センターを包括する包括障害者相談支援センターの創設などが必要となることから、その機能の充実とともに事業費の拡大についても協議・検討が必要である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
	今後も引き続き市内相談支援事業所と関係機関との連絡会議なども適時開催するなど障害者支援ネットワークの構築を図りながら、新たな制度の構築を進めていく。	

行 革 本 部 評 価	総合評価			評価理由・意見		
	☒ 拡大・充実	☐ 現状維持	☐ 方法改善	☐ 民営化・民間委託	☐ 縮小	☐ 廃止・休止 ☐ 完了